

特定施設指定事業者公募に関する質問及び回答

1	質問	<p>既存(住宅型)の有料老人ホームですが ア)当該申請に係る資産の状況の収支予算書の提出は必要か？ イ)事業工程表は必要か？ ウ)敷地及び隣接地主等への説明状況に関する総括表への記入は必要か？ エ)地域住民との話し合いの経過及び状況は必要か？ オ)地元説明経緯個別調書(隣接者等)提出が必要か？</p>
	回答	<p>ア)提出をお願いします。 イ)既存からの場合は、提出の必要はありません。 ウ)提出の際確認させていただきます。 エ)オ)新たに説明会を開催する必要はありませんが、過去に行われた書類の添付をお願いします。</p>
2	質問	<p>建築確認申請の事前相談に際して、弊社で検討している今回の計画は既存施設の改修のため、条例に基づく説明会の実施は不要である旨回答をいただきました。実際には、改修工事の開始前に、個別説明をさせていただきたく予定ですが、今回の公募に際してはどのように対応すればよいか。</p>
	回答	<p>個別説明を予定されているのであれば、その旨ご記入ください。</p>
3	質問	<p>これから施設のスタッフの採用を開始するため、現時点において管理者従業者が確定していません。管理者は運営会社の役員の記載を予定していますが、採用をしていないので勤務形態一覧表の氏名の記載ができません。予定している勤務体制の記載のみでよろしいでしょうか。</p>
	回答	<p>予定している勤務体制について記入をお願いします。(職種については、ご記入ください。)</p>
4	質問	<p>協力医療機関は、現在、予定している依頼先に相談をさせていただいている状況です。申請書の該当欄には未定と記載してよろしいでしょうか。</p>
	回答	<p>依頼中として記載をお願いします。</p>
5	質問	<p>既存の住宅型有料老人ホームを特定施設へ転換しようと考えています。既存施設を転用する場合、既存施設(平面形状、及び設備等)に対して新たな指導はありますか？</p>
	回答	<p>千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針を参照してください。</p>

特定施設指定事業者公募に関する質問及び回答

6	質問	(特定施設事業者募集要項P3より) 「2.公募施設の概要」の内、市街化調整区域の欄で「 <input type="text"/> については有料老人ホームの内、一般型特定施設入居者生活介護に限る」とありますが、この「一般型」とは「外部サービス利用型」ではない施設という解釈でよろしいでしょうか？
	回答	ご解釈の通りです。
7	質問	(募集要項P11より) 様式1～8のほかで特に決まった様式が示されていない書類について、任意の様式で作成してよろしいでしょうか？
	回答	任意の様式でお願いします。
8	質問	既存の住宅型有料老人ホームを転換する場合、新築に係る書類は不要でしょうか？また既存施設を整備した際に地元説明会を行い同意を得ていますが、今回転換にあたって再び説明会を開催する事は必要でしょうか？
	回答	新築に係る書類は不要ですが、既存建物の図面等関係書類は、提出してください。 新たに説明会を開催する必要はありませんが、過去に行われた書類の添付をお願いします。
9	質問	佐倉市独自の特定施設入居者生活介護に関する設置運営指導指針のような要綱はありますか？
	回答	特に、ありません。
10	質問	日中の時間帯、夜間の時間帯等の基準はありますか？
	回答	特に、ありません。
11	質問	1日(日中)の直接処遇職員の配置基準上の数え方を具体的に教えてください。(例:要支援10名、要介護10名の入居者の場合、看護・介護職員は常勤換算で 名等)
	回答	厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」 厚生省令第37号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」 常勤換算方法で利用者3人に対し1以上。主として特定施設入居者生活介護の提供と当たる。要支援状態(介護予防)に該当する者の数が10又は端数を増すごとに1以上であること。

特定施設指定事業者公募に関する質問及び回答

12	質問	医務室(又は健康管理室)の設置に関する具体的な要件はありますか
	回答	千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針を参照してください。(医務室を設置する場合には、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第16条に規定する診療所の構造の基準に適合したものとすること)
13	質問	入居者の健康診断について、ホームの協力病院以外で健康診断を受けることは可能ですか
	回答	特に、問題はありません。
14	質問	入居者の受診・往診について、ホームの協力病院・協力歯科医院以外での受診・往診を受けることは可能ですか
	回答	特に、問題はありません。